



山口県周南市の農業委員との交流会

10月29、30日の2日間、山口県の周南市農業委員会と広島県のJA交流広場「とれたて元気市」で視察研修を実施しました。周南市農業委員会は、平成15年4月に2市2町の合

山口県周南市農業委員会との交流

先進地視察研修

農業委員会だより

企画/宗像市農業委員会
連絡先/宗像市東郷1-1-1
TEL(36)0046

農業についての
意見を気軽にどうぞ。

併で新農業委員会となり、新たな活動をしています。取り組みの内容は、徳山コンビナートから標高2000mの高さにある農地などに、ワサビ、茶、ブドウ、山芋などの標高に適した農作物を栽培し、6次産業を進めています。特に、地元で自然に生えた身近な資源「じねんじょう山芋」を、特産品として日本一のブランドにするという思いは素晴らしいものです。また、周南市は、中山間地に多面的機能、環境保全型農業制度を取り入れたことで、地域の

周南市と宗像市の農業委員会概要

	調査項目	周南市	宗像市
市の概要 (平成27年4月1日現在)	行政区域面積	656.32km ²	119.9km ²
	総人口	147,863人	96,486人
	世帯数	67,533世帯	40,514世帯
農家の概要 (2010年世界農林業センサス)	農家戸数	3,831戸	974戸
	専業農家	558戸	253戸
	第1種兼業	197戸	102戸
	第2種兼業	1,171戸	335戸
	時給農家	1,905戸	284戸
経営耕地の概要 (2010年世界農林業センサス)	経営耕地面積	1,535ha	1,636ha
	田	1,363ha	1,463ha
	普通畑	118ha	109ha
	樹園地	54ha	64ha
予算関係 (平成27年度当初予算)	農業委員会歳出予算	51,317千円	13,377千円
農業委員・事務局関係	任期満了の時期	平成29年7月23日	平成28年3月31日
	選挙区数	5選挙区	1選挙区
	委員定数	32人	24人
	公選委員	27人	18人
	選任委員 (1号)	3人	4人
	選任委員 (2号)	2人	2人
農業経営基盤強化促進法関係 (平成26年)	利用権の設定	367件/1,131,804m ²	947件/1,600,995m ²
認定農業者関係 (平成27年3月31日現在)	認定農業者 (個人)	58経営体	84経営体
	認定農業者 (法人)	15経営体	14経営体

共同活動や営農活動が持続しています。委員会組織については、女性の農業委員が全国的に少ない中、周南市農業委員会では27人中7人が女性で、約26%と高

い割合を占めています。これは、女性委員の多様な活動(地産地消、食育教育、6次産業化)が、地域農業の活性化とともに消費者の農への理解につながっています。

耕作のための売買賃貸

農地法第3条許可

農地を耕作するために売買や贈与、貸し借りなどをする場合、農業委員会の許可(農地法第3条)が必要です。

①農地法第3条の許可基準

次の事項に該当するときは、許可されない場合があります。
▽権利を取得しようとする者(またはその世帯

員など)が、取得後、全ての農地について、効率的に利用して耕作すると認められない場合
▽権利取得後の経営面積が、下限面積を満たさない場合
▽取得後に実施する耕作事業の内容などが、周辺の農地利用に支障を生じる恐れがあると認められる場合
▽その他、農地法第3条の許可基準を満たさない場合

●下限面積

農地を分散させることは、農業生産力の増進や農地の効率的利用など、農業政策上の観点から好ましくないため、農地の取得後の経営面積が一定の規模以上になることが定められています。

地域	下限面積(m ²)
宗像全域 (大島、地島を除く)	5,000
宗像市大島、地島	1,000

開催日は、直後の開庁日となります

農業経営基盤強化促進法での貸し借り

農業経営基盤強化促進法での農地の貸借は、市長が「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づいて作成し、公告する農用地利用集積計画で、農地の利用権が設定され、農地の貸借ができます。手続きが簡単で、安心して農地の貸し借りができるため、農地の有効利用に役立っています。

宗像地区農業委員研修

宗像地区農業委員研修会の開催

10月21日に「宗像地区農業委員研修会」があり、宗像市と福津市の農業委員38人が参加しました。宗像市出身で食育教育を中心に執筆講演され「森の新聞社」代表で福岡教育大学非常勤講師の森千鶴子さんを招き、「今後の農業、農村のあり方」をテーマに話してもらいました。



福津市の農業委員との合同研修会

現在、後継者もなく高齢化した農業、農村を地域から学んで復元していました。

くことについて、具体的な事例をあげて分かりやすい説明がありました。

②申請から許可までの流れ

毎月20日に締め切り、翌月5日に開催する農業委員会審議し、許可の可否を決定します。許可証の交付は、農業委員会開催日の翌開庁日の午後以降となります。
*20、5日が土・日曜日、祝日のときは、締切日、

▽対象となる農地は、市街化区域以外の区域にある農地です
▽貸借の期間は1年以上です
▽貸し借りの期間が満了したときは、無条件で農地が返還されます
▽引き続き貸す場合は、再設定の手続きが必要です

しっかり積み立て、がっちりサポート 農業者年金

農業者は誰でも加入できます。しっかりと積み立て、安心して豊かな老後を国が支えます。愛称は「担い手積立年金」。老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。年金は家族一人一人について準備することが大切です。